

# 茨城県浄化槽設置等事務処理要領

## 第1 目的

この要領は、中核市を除く県内の市町村（以下「市町村」という。）において、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。）、浄化槽工事の技術上の基準並びに浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）及び茨城県浄化槽指導要綱（以下「要綱」という。）の規定による浄化槽の設置届出等に係る事務処理等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2 浄化槽の設置等の手続

- 1 法第5条第1項の規定による届出（以下「法による手続」という。）は、別表1に掲げる書類を、当該浄化槽の設置等をしようとする場所を管轄する市町村の長（以下「市町村長」という。）に提出するものとする。
- 2 基準法第6条第1項の規定による建築主事又は建築副主事（以下「建築主事等」という。）への確認の申請又は同法第18条第2項の規定による建築主事等への計画通知の場合（同法第87条第1項で準用する場合を含む。以下「基準法による手続」という。）は、別表2に掲げる書類を、市町村長を経由して、当該市町村の区域を管轄する県民生活環境部環境政策課長又は県民センター長（以下「環境政策課長又は県民センター長」という。）に提出するものとする。
- 3 基準法による手続を行った者は、当該手続に係る浄化槽について、構造又は規模の変更（共同省令に定める軽微な変更を除く。）を生じた場合は、前項の規定に準じ、浄化槽変更届出書（様式第2号）を提出するものとする。この場合において、当該届出書中、「浄化槽変更届出書」とあるのを「浄化槽明細書変更届」と、「浄化槽法第5条第1項」とあるのを「要領第2第3項」と読み替えるものとする。
- 4 基準法第6条の2第1項の規定により同法第77条の18から第77条の21までの規定の定めるところにより国土交通大臣又は茨城県知事が指定した者（以下「指定確認検査機関」という。）への確認の申請の場合（以下「指定確認検査機関による手続」という。）は、別表3に掲げる書類を、指定確認検査機関を経由して、環境政策課長又は県民センター長に提出するものとする。
- 5 指定確認検査機関による手続を行った者は、当該手続に係る浄化槽について、構造又は規模の変更（共同省令に定める軽微な変更を除く。）を生じた場合は、前項の規定に準じ、浄化槽変更届出書（様式第2号）を提出するものとする。この場合において、当該届出書中、「浄化槽変更届出書」とあるのを「浄化槽明細書変更届」と、「浄化槽法第5条第1項」とあるのを「要領第2第5項」と読み替えるものとする。
- 6 浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書、浄化槽明細書（以下「浄化槽設置届出書等」という。）への記載に当たっては、昭和60年9月30日付け建設省住指発第553号都道府県建築主務部長宛建設省住宅局建築指導課長通知に留意するものとする。

## 第3 浄化槽設置届出書等の審査及び事務処理

- 1 法による手続の場合

- (1) 市町村における事務処理

- ① 別表第1に掲げる書類について、要綱第3第2項及び第3項に係る条件を確認するものとする。
    - ② 浄化槽設置届出書及び添付書類((1)及び(2))各1部を、受付後7日以内に特定

行政庁に送付するものとする。

- ③ 净化槽設置届出書2部及び添付書類各1部を、受付後7日以内に環境政策課長又は県民センター長へ送付するものとする。
- ④ 净化槽設置届出書及び添付書類を電子回付する場合は、特定行政庁及び環境政策課長又は県民センター長あて、全ての提出物各1部をPDFデータで送付することとし、紙の書類との混在は不可とする。なお、保管不要なデータは送受信後に廃棄するものとする。
- ⑤ 届出書の送付に当たっては、当該市町村の経由印又は受付印を押印するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要とする。
- ⑥ 届出者に対し、当該届出書を收受した日から21日（法第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた型式に係る净化槽にあっては10日）を経過する日までは、工事に着手できないことを告知するものとする。
- ⑦ 法第5条第2項の規定に基づく勧告をしたときは、当該净化槽を設置しようとする場所を管轄する特定行政庁（以下「特定行政庁」という。）と調整を図るものとする。
- ⑧ 送付の処理を終えたときは、当該処理を行ったのが清掃担当課であるときは建築担当課に対して、建築担当課であるときは清掃担当課に対して、届出書の写しを回付するとともに、清掃担当課においては、当該市町村における净化槽台帳（名簿）を作成しておき、これに当該事務処理の都度新たに届出のあった净化槽について記入し、净化槽設置状況の把握に努めるものとする。
- ⑨ 住民登録の際、し尿処理の方法等を登録の対象としている市町村にあっては、清掃担当課は、住民登録事務担当課と相互に連絡を取り合い、当該市町村の区域内における净化槽におけるし尿処理状況を的確に把握するとともに、無届净化槽の発生の未然防止と解消、净化槽の維持管理の適正な確保に努めるものとする。
- ⑩ し尿処理の方法等を住民登録の対象としていない市町村にあっては、清掃担当課は、住民登録事務担当課と協議のうえ、その実現に努め、⑧に規定する体制を整備するものとする。

## （2）特定行政庁における事務処理

- ① 市町村長から届出書等の送付を受けたときは、要綱第3第1項の条件を確認するものとする。
- ② 法第5条第3項の規定に基づき、変更又は廃止を命じたときは、当該命令に係る净化槽を設置しようとする場所を管轄する市町村長と調整を図るものとする。

## （3）環境政策課長又は県民センターにおける事務処理

- ① 市町村長から届出書等の送付を受けたときは、設置届出書及び添付書類各1部を指定検査機関に送付するものとする。

## 2 基準法による手続の場合

### （1）市町村における事務処理

- ① 別表第2に掲げる書類について、記載事項等を確認するものとする。
- ② 净化槽明細書1部を特定行政庁に送付するものとする。
- ③ 净化槽明細書2部、添付書類の(1)及び(2)各1部、添付書類の(3)及び(4)各2部を環境政策課長又は県民センター長に送付するものとする。
- ④ 净化槽明細書及び添付書類を電子回付する場合は、特定行政庁及び環境政策課長又は県民センター長あて、全ての提出物各1部をPDFデータで送付することと

し、紙の書類との混在は不可とする。なお、保管不要なデータは送受信後に廃棄するものとする。

- ⑤ 凈化槽明細書の送付に当たっては、当該市町村の経由印又は受付印を押印するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要とする。

(2) 県環境政策課県央環境保全室又は県民センターにおける事務処理

- ① 市町村長から浄化槽明細書等の送付を受けたときは、要綱第3第2項及び第3項の条件を確認するものとする。
- ② 浄化槽明細書、添付書類の(3)及び(4)各1部を指定検査機関に送付するものとする。
- ③ 保守点検、清掃その他生活環境及び公衆衛生上の観点から浄化槽明細書等を審査・指導し、必要がある場合には、特定行政庁と調整を図るものとする。
- ④ 基準法第93条第6項の規定に基づく意見を述べる必要があると認めたときは、その旨を特定行政庁に通知するものとする。

(3) 特定行政庁における事務処理

- ① 市町村長から浄化槽明細書の送付を受けたときは、当該浄化槽明細書について要綱第3第1項の条件を確認するものとする。
- ② 環境政策課長又は県民センター長から基準法第93条第6項の規定に基づく意見を受けたときは、遅滞なく所要の措置を講じ、その内容を環境政策課長又は県民センター長に通知するものとする。

### 3 指定確認検査機関による手続の場合

(1) 指定確認検査機関における事務処理

- ① 別表第3に掲げる書類について、記載事項等を確認するものとする。
- ② 浄化槽明細書3部、添付書類の(1)及び(2)各2部、添付書類の(3)及び(4)各3部を環境政策課長又は県民センター長に送付するものとする。
- ③ 浄化槽明細書及び添付書類を電子回付する場合は、環境政策課長又は県民センターにて、全ての提出物各1部をPDFデータで送付することとし、紙の書類との混在は不可とする。なお、保管不要なデータは送受信後に廃棄するものとする。
- ④ 浄化槽明細書の送付に当たっては、指定確認検査機関の経由印又は受付印を押印するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要とする。
- ⑤ 環境政策課長又は県民センター長から基準法第93条第6項の規定に基づく意見を受けたときは、遅滞なく所要の措置を講じ、その内容を環境政策課長又は県民センター長に通知するものとする。

(2) 県環境政策課県央環境保全室又は県民センターにおける事務処理

- ① 指定確認検査機関から浄化槽明細書等の送付を受けたときは、要綱第3第2項及び第3項の条件を確認するものとする。
- ② 浄化槽明細書及び添付書類各1部を市町村長に送付するものとする。
- ③ 浄化槽明細書、添付書類の(3)及び(4)各1部を指定検査機関に送付するものとする。
- ④ 保守点検、清掃その他生活環境及び公衆衛生上の観点から浄化槽明細書等を審査・指導するものとする。
- ⑤ 基準法第93条第6項の規定に基づく意見を述べる必要があると認めたとき

は、その旨を特定行政庁に通知するものとする。

#### 第4 公共浄化槽の設置に係る協議

- 1 市町村長は、法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。以下、同じ。）の規定により公共浄化槽の設置計画の協議を都道府県知事及び特定行政庁に申し出る場合は、工事開始のおよそ1か月前までに、別表4に掲げる計画書及び添付書類(1)～(5)各2部を環境政策課長又は県民センター長に、計画書及び添付書類((1)、(2)及び(6))各1部を特定行政庁に、それぞれ送付するものとする。
- 2 前項の規定による協議の申し出をする市町村が法第12条の5第4項の権限が都道府県から移譲されている市町村である場合は、当該市町村の市町村長に協議を行うものとする。この場合において、申し出をする市町村長は、工事開始のおよそ1か月前までに、別表4に掲げる計画書及び添付書類((1)及び(2))各1部を市町村長に、計画書及び添付書類((1)、(2)及び(6))各1部を特定行政庁に、計画書及び添付書類(1)～(5)各2部を環境政策課長又は県民センター長に、それぞれ送付するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定による協議を電子回付で行う場合は、該当の提出物各1部をPDFデータで送付することとし、紙の書類との混在は不可とする。
- 4 第1項又は第2項の規定による協議の申し出を受けた環境政策課長又は県民センター長、市町村長及び特定行政庁は、要綱第3第1項の基準を確認し、收受した日から21日（法第13条第1項又は第2項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては10日）以内に、協議を申し出た市町村長に書面で回答するものとする。
- 5 環境政策課長又は県民センター長は、前項において同意の回答をしたときもしくは第2項の送付を受けたときは、基準法による手続きの場合を除き、浄化槽設置計画（変更の場合は浄化槽設置計画の変更）、添付書類各1部を指定検査機関に送付するものとする。

#### 第5 浄化槽工事業者に係る変更の報告

- 1 法による手続をした者の報告
  - (1) 法による手続をした者は、浄化槽工事業者の変更があったときは、浄化槽工事業者変更報告書（様式第5号）2部を市町村長に提出するものとする。
  - (2) 市町村長は、前号の報告書の提出を受けたときは、記載事項を確認のうえ、1部に当該市町村の経由印又は受付印を押印し、環境政策課長又は県民センター長に送付するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要とする。
- 2 基準法による手続又は指定確認検査機関による手続をした者の報告
  - (1) 基準法による手続又は指定確認検査機関による手続をした者は、浄化槽工事業者の変更があったときは、浄化槽工事業者変更報告書（様式第5号）2部を市町村長に提出するものとする。
  - (2) 市町村長は、前号の報告書の提出を受けたときは、記載事項を確認のうえ、1部に当該市町村の経由印又は受付印を押印し、環境政策課長又は県民センター長に送付するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要とする。

#### 第6 使用開始の報告

- 1 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始したときは、法第10条の2第1項の規定により、当該開始した日から30日以内に、浄化槽使用開始報告書（様式第6号）3部を

市町村長に提出するものとする。

- 2 市町村長は、前項の報告書の提出を受けたときは、記載事項の内容を確認のうえ、  
2部に当該市町村の経由印又は受付印を押印し、環境政策課長又は県民センター長に  
送付するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・  
添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付  
印を不要とする。
- 3 環境政策課長又は県民センター長は、市町村長から第1項の報告書の送付を受けた  
ときは、1部を指定検査機関に送付するものとする。

## 第7 技術管理者の変更報告

- 1 処理対象人員501人以上の浄化槽に係る浄化槽管理者は、技術管理者を変更した  
ときは、法第10条の2第2項の規定により、当該変更した日から30日以内に、浄化  
槽技術管理者変更報告書（様式第7号）3部を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前項の報告書の提出を受けたときは、記載事項を確認のうえ、2部に当  
該市町村の経由印又は受付印を押印し、環境政策課長又は県民センター長に送付する  
ものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提  
出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要  
とする。
- 3 環境政策課長又は県民センター長は、市町村長から第1項の報告書の送付を受けた  
ときは、1部を指定検査機関に送付するものとする。

## 第8 浄化槽管理者の変更報告

- 1 浄化槽管理者に変更があった場合、新たに浄化槽管理者となった者は、法第10条  
の2第3項の規定により、当該変更した日から30日以内に、浄化槽管理者変更報告  
書（様式第8号）3部を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前項の報告書の提出を受けたときは、記載事項を確認のうえ、2部に当  
該市町村の経由印又は受付印を押印し、環境政策課長又は県民センター長に送付する  
ものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提  
出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要  
とする。
- 3 環境政策課長又は県民センター長は、市町村長から第1項の報告書の送付を受けた  
ときは、1部を指定検査機関に送付するものとする。

## 第9 設置の中止の報告

- 1 法による手続をした者の報告
  - (1) 法による手続をした者が、当該手続に係る浄化槽の設置を中止したときは、当  
該中止をしたから30日以内に、浄化槽中止報告書（様式第9号）3部を市町村  
長に提出するものとする。
  - (2) 市町村長は、前号の報告書の提出を受けたときは、記載事項を確認のうえ、2部  
に当該市町村の経由印又は受付印を押印し、環境政策課長又は県民センター長に  
送付するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作  
成・添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じること  
で受付印を不要とする。
  - (3) 環境政策課長又は県民センター長は、市町村長から第1号の報告書の送付を受  
けたときは、1部を指定検査機関に送付するものとする。
- 2 基準法による手続及び指定確認検査機関による手続をした者の報告
  - (1) 基準法による手続及び指定確認検査機関による手続をした者が、当該手続に係

る浄化槽の設置を中止したときは、当該中止をした日から30日以内に、浄化槽中止報告書（様式第9号）3部を市町村長に提出するものとする。

- (2) 市町村長は、前号の報告書の提出を受けたときは、記載事項を確認のうえ、2部に当該市町村の経由印又は受付印を押印し、環境政策課長又は県民センター長に送付するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要とする。
- (3) 環境政策課長又は県民センター長は、市町村長から第1号の報告書の送付を受けたときは、1部を指定検査機関に送付するものとする。

## 第10 休止及び再開の届出

- 1 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を休止しようとするときは、法第11条の2の規定により、当該浄化槽の清掃を行い、清掃の記録を添えて、浄化槽使用休止届出書（様式第10号）3部を市町村長に提出するものとする。
- 休止の届出をした浄化槽を再開する場合は、当該再開した日または当該浄化槽の使用が再開されていることを知った日から30日以内に、浄化槽使用再開届出書（様式第11号）3部を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前項の報告書の提出を受けたときは、記載事項を確認のうえ、2部に当該市町村の経由印又は受付印を押印し、環境政策課長又は県民センター長に送付するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要とする。
- 3 環境政策課長又は県民センター長は、市町村長から第1項の報告書の送付を受けたときは、1部を指定検査機関に送付するものとする。

## 第11 廃止の届出

- 1 浄化槽管理者は、浄化槽の使用を廃止したときは、法第11条の3の規定により、当該廃止した日から30日以内に、浄化槽使用廃止届出書（様式第12号）3部を市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前項の届出書の提出を受けたときは、記載事項を確認のうえ、2部に当該市町村の経由印又は受付印を押印し、環境政策課長又は県民センター長に送付するものとする。ただし、電子回付する場合は、受付日について、受付票の作成・添付や提出物のファイル名への記載等、受付日を確認できる方法を講じることで受付印を不要とする。
- 3 環境政策課長又は県民センター長は、市町村長から第1項の届出書の送付を受けたときは、1部を指定検査機関に送付するものとする。

## 第12 無届浄化槽の取扱い

- 1 無届浄化槽（法定手続（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）によるものを含む。）を行わずに設置された浄化槽をいう。以下同じ。）を発見したときは、市町村長は、当該浄化槽について権原を有する者から、始末書2部を徴するとともに、浄化槽設置届出書（様式第13号）3部、誓約書（様式第14号）2部を提出させるものとする。
- 2 市町村長は、前項の規定により始末書、浄化槽設置届出書及び誓約書の提出を受けたときは、記載事項を確認のうえ、各1部を環境政策課長又は県民センター長に送付するものとする。

- 3 環境政策課長又は県民センター長は、市町村長から第1項の設置届出書の送付を受けたときは、1部を指定検査機関に送付するものとする。
- 4 環境政策課長又は県民センター長及び市町村長は、当該無届浄化槽について、必要と認めるときは、所要の指導を行うものとする。

付 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成13年4月23日から施行する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。

別表第1

## 浄化槽設置届出書及び浄化槽変更届出書の届出書類及び添付書類

届出書類及び添付書類	提出部数
(届出書類)	
1 設置の場合 浄化槽設置届出書（様式第1号）	4部
2 構造又は規模の変更の場合（共同省令に定める軽微な変更を除く） 浄化槽変更届出書（様式第2号）	4部
(添付書類)	
(1)以下のアからウの何れかに該当する図書（以下「認定書の写し等」という。） ア. 法第13条の規定により国土交通大臣の認定を受けた浄化槽（以下「認定浄化槽」という。）を設置する場合は、型式適合認定書の写し等（基準法第68条の10第1項による認定）又は構造方法等の認定書の写し等（基準法第68条の26第1項による認定） イ. 認定浄化槽で上記アの認定を受けていない場合は、浄化槽の型式の認定書の写し等（法第13条第1項又は第2項の規定による認定） ウ. 認定浄化槽外の浄化槽を設置する場合は、構造図、仕様書、処理工程図、設計計算書	3部
(2)浄化槽を設置しようとする建物の平面図（面積明示のこと。）（以下「建物平面図」という。）	3部
(3)環境保全に関する誓約書（様式第4号）	2部
(4)法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し	2部
(5)浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（要綱様式第6号）の写し	2部
(6)基準法第15条に規定する建築工事届を伴う場合は、当該届の写し（第1面、第2面及び第3面）	1部
(7)浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合は、浄化槽からの放流水の敷地内処理装置概要書、維持管理に関する誓約書、仕様書	3部

※電子申請の場合は、上記の届出書類及び添付書類を各一部提出すること。

別表第2

建築確認申請等の場合における浄化槽明細書の届出書類及び添付書類

届出書類及び添付書類	提出部数
(届出書類)	
1 基準法第6条第1項の規定による建築主事等への確認の申請又は基準法第8条第2項の規定による建築主事等への計画通知（同法第87条第1項で準用する場合を含む）の場合 浄化槽明細書（様式第3号）	4部
2 要領第2第3項の規定による構造又は規模の変更（共同省令に定める軽微な変更を除く）の場合 浄化槽変更届出書（様式第2号）	4部
(添付書類)	
(1)認定書の写し等	2部
(2)環境保全に関する誓約書（様式第4号）	2部
(3)法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し	3部
(4)浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（要綱様式第6号）の写し	3部
(5)浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合は、浄化槽からの放流水の敷地内処理装置概要書、維持管理に関する誓約書、仕様書	3部

※電子申請の場合は、上記の届出書類及び添付書類を各一部提出すること。

別表第3

指定確認検査機関による確認の場合における浄化槽明細書の届出書類及び添付書類

届出書類及び添付書類	提出部数
(届出書類)	
1 基準法第6条の2第1項の規定により指定確認検査機関の確認を受けた場合 浄化槽明細書（様式第3号）	4部
2 要領第2第5項の規定による構造又は規模の変更（共同省令に定める軽微な変更を除く） 浄化槽変更届出書（様式第2号）	4部
(添付書類)	
(1)認定書の写し等	2部
(2)環境保全に関する誓約書（様式第4号）	2部
(3)法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し	3部
(4)浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（要綱様式第6号）の写し	3部
(5)浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合は、浄化槽からの放流水の敷地内処理装置概要書、維持管理に関する誓約書、仕様書	2部

※電子申請の場合は、上記の届出書類及び添付書類を各一部提出すること。

別表第4

浄化槽設置計画及び浄化槽設置計画の変更の申出に係る書類及び添付書類

届出書類及び添付書類	提出部数
(届出書類)	
1 設置の場合 浄化槽設置計画（様式第15号）	3(4)部
2 構造又は規模の変更の場合（共同省令に定める軽微な変更を除く） 浄化槽設置計画の変更（様式第16号）	3(4)部
(添付書類)	
(1)認定書の写し等	3(4)部
(2)建物平面図	3(4)部
(3)環境保全に関する誓約書（様式第4号）	2部
(4)浄化槽第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し	2部
(5)浄化槽保守点検・清掃及び法定検査委託契約書（要綱様式第6号）の 写し	2部
(6)基準法第15条に規定する建築工事届を伴う場合は、当該届の写し （第1面、第2面及び第3面）	1部
(7)浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合は、浄化槽からの放流水の 敷地内処理装置概要書、維持管理に関する誓約書、仕様書	3(4)部
※設置計画の変更の協議を申し出ようとするときは、添付書類は、その 変更に係るものに限る。	
※法第12条の5第4項の権限が移譲されている市町村は、括弧書きの 部数とする。	

※電子申請の場合は、上記の届出書類及び添付書類を各一部提出すること。